

## 東京弁護士会男女共同参画推進要綱

1999年に制定された男女共同参画社会基本法は、男女が性別に関わりなくそれぞれの分野で平等に参画できる社会の実現を、「21世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と位置づけた。2001年には政府の男女共同参画基本計画が実行に移され、ほとんどの都道府県が男女共同参画に関する条例を制定するなど、男女共同参画に向けた取り組みが進められている。

基本的人権擁護と社会正義の実現を標榜し、法曹界の重要な一翼を担う弁護士会こそが、自ら男女共同参画社会を実現し、社会の先駆的モデルとなるべきである。日本弁護士連合会では、2002年5月、「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」を採択し、2007年4月には、「本会における男女の人権の確立及び男女の実質的な平等を図るとともに、女性会員の積極的な政策・方針決定過程への参画の拡大を実現するため」に男女共同参画施策基本大綱を制定した。

新しい法曹養成制度がスタートし、法曹人口増加とともに本会においても、女性会員の数も割合も高くなっている中、女性新入会員の就職が男性に比してひときわ困難であること、理事者をはじめ会務への女性参加がまだまだ不十分など問題がある。その背景にある、ジェンダー（社会的性差）にもとづく性別役割分担意識や固定観念を排除し、弁護士会において、女性会員の声がより反映される体制を整え、その活躍の場をひろげ、女性会員が会務の政策・方針決定過程に積極的に参画できる条件づくりが急務である。

そこで、本会は、憲法、女性差別撤廃条約及び男女共同参画社会基本法に基づいて、本会における、男女の実質的な平等を確立し、男女共同参画を推進するために、以下の要綱を定める。

### 1 (目的)

本要綱は、男女共同参画社会基本法に定められた基本理念に基づき、本会における男女共同参画を実現するための施策を総合的・実効的に推進することを目的とする。

### 2 (本会の責務)

本会は、男女共同参画社会基本法の基本理念に則り、本会における男女共同参画を推進するため、基本計画および必要な施策を策定し、実施する責務を有する。

### 3 (本会会員の責務)

本会会員は、男女共同参画社会基本法の基本理念に則り、本会の会務活動、法律事務所運営、及び弁護士業務遂行にあたり、本会における男女共同参画の推進に寄与する責務を有する。

#### 4 (施策の策定等にあたっての基本理念の反映)

本会は、本会の活動、とりわけ男女共同参画の推進に関する施策を策定するにあたり、男女共同参画社会基本法の基本理念および女性差別撤廃条約等国际的に確立された理念を尊重する。

#### 5 (女性会員の政策決定過程への参画の拡大)

本会は、本会における政策・方針等の立案および決定過程に女性会員が積極的に参画することを実現するため、政策・方針決定過程に関わる女性会員の割合の拡大を促進する施策を講ずる。

#### 6 (調査・研究)

本会は、本会における男女共同参画の実情、その背景及びその原因について、必要な調査・研究、およびその分析をおこなう。

#### 7 (会員の理解を深めるための措置)

本会は、本会における男女共同参画を推進する必要性、本会の責務およびその取り組みに関して、研修、広報等の機会を通じて、会員の問題意識の共有・向上をはかり、理解を深めるための措置を講ずる。

#### 8 (男女共同参画推進基本計画の策定と実施)

本会は、本会における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ実効的に実施するために、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定め、実施する。基本計画の策定は、ひろく本会会員の意見を反映させるものとしなければならない。

本会は、基本計画の実施状況と男女共同参画の達成状況を定期的に検証・評価し、共同参画が現実に推進されるよう努力する。

#### 9 (制度上の措置)

本会は、本会における男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な制度上、財政上及びその他の措置を講ずる。

#### 10 (男女共同参画推進本部の設置)

本会は、本会における男女共同参画推進を組織的・実効的に行うため、会長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置する。